

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-条例6
許認可等の種類	屋外広告業の登録			
根拠法令条例等・条項	屋外広告物法第9条、屋外広告物条例第19条第1項			
許認可等の概要	屋外広告業を営もうとする者の登録			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定により言い尽くされているため) 【参考】屋外広告物条例第20条の3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(登録の拒否) 第20条の3 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第22条の2の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業を営む法人が第22条の2の規定によりその登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの</p> <p>(3) 第22条の2の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p> </div>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	<p>屋外広告業の更新の登録の審査期間に準拠 【参考】屋外広告物条例施行規則第12条</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(登録の更新の申請期限) 第12条 条例第19条第3項の規定による登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。</p> </div>			